

## 令和4年6月（第2回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第45号宇部市立体駐車場条例制定の件外2件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第45号、報告第1号及び第2号の3件についていずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第45号宇部市立体駐車場条例制定の件です。

本案は、宇部市新庁舎が供用開始されたことにより、附帯する宇部市立体駐車場を行政財産に分類替えすることに伴い、その設置及び管理について定める条例を制定するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、駐車料金について、どのように決められたのかただしたところ、現在の宇部市駐車場管理規程に基づき徴収している料金設定を基本としたものである。また、近傍の類似の駐車場についても調査をしたところ、新天町周辺は1時間約200円、中央町周辺は1時間約100円であったことから、30分ごとに60円の料金体系を継続することとしたとのことでした。

次に、もし宇部市が台数の多い駐車場を持った場合、宇部市の決めた駐車料金が先行されるため、民業を圧迫しないように料金を協議する場があってもいいのではないかとただしたところ、協議する機会としては、中心市街地活性化協議会があるので、中心市街地の駐車場料金をどのくらいにするかということも議論できると思う。

また、宇部市が民間より少し高めの料金設定をし、民間駐車場に人が流れるようにしてもいいのではないかとただしたところ、協議する機会としては、中心市街地活性化協議会があるので、中心市街地の駐車場料金をどのくらいにするかということも議論できると思う。

なお、中心市街地の活性化などを総合的に見て、料金単価と同時に、土日、祝日2時間無料であることも再検討していく必要があると考えているとのことでした。

次に、これまでに、立体駐車場内で事故はあったのかただしたところ、車同士の事故の報告は受けていないが、駐車場内の消火器ボックスへの衝突と、入口ゲートの破損があったとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本案に対する審査の過程において、一部委員から、駐車場の中が暗い状況にあり、事故が起こらないよう、ライトの点灯を徹底してはどうか。

また、全体的には無理かもしれないが、カーブの所に点字ブロックのような表示を施して、反対車線にはみ出さないよう工夫するなど、市内や他の立体駐車場を研究して安全面の設備が付けられるのであれば、対応をお願いしたい旨の要望がなされたことを申し添えます。

次に、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和4年条例第17号））についてです。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律の施行後、直ちに条例を施行する必要があったため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものです。

本件に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる改修工事等を拡充するということであるが、どんな工事が対象となるのか。

また、始まったばかりではあるが、減額の影響は出ているのかただしたところ、これまでの対象工事は、窓の改修、床や天井、壁の断熱工事のみであったが、今回拡充された部分としては、太陽光パネルの設置工事、効率性の高い空調設備の設置工事なども対象となることとなった。

ただし、この特例を適用するにあたっては、窓の改修や断熱工事等と今回拡充された工事がセットで行われることが条件である。

令和4年度の減額実績は2件あり、その影響額は、2万円程度とのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって承認すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の件については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。